

# 平成27年度農産物（野菜類・果実類・茶）の

## 放射性物質検査計画について

平成27年3月27日  
千葉県農林水産部安全農業推進課  
電話：043（223）3091

### 1 目的

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部・以下ガイドライン）の方針に従い、県産農産物の安全性を確認し、円滑な流通に資する。

### 2 検査対象品目

- (1) 平成26年4月1日以降、国内で基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出された品目

本県の該当品目：無し

- (2) 平成26年4月1日以降、国内で基準値の1/2（50Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出された品目（(1)に掲げる品目を除く）

本県の該当品目：無し

- (3) 国民の摂取量を勘案した主要品目

ダイコン・キャベツ・キュウリ等の淡色野菜、ニンジン・ホウレンソウ・トマト等の緑黄色野菜、ジャガイモ・サツマイモ・サトイモ等のイモ類、ナシ等の果実類

- (4) 生産状況を勘案した主要農産物

#### ① 県主要農産物

ア 野菜類：ネギ、エダマメ、カブ、サヤインゲン、シュンギク、ナバナ、スイカ、スイートコーン、パセリ、ミツバ、シシトウ、ソラマメ、ヤマトイモ

イ 果実類：ビワ

ウ その他：落花生

- ② 市町村の生産振興品目等
  - ア 各市町村の生産振興品目
  - イ その他県が指定する品目
    - ・野菜類：無し
    - ・果実類：ユズ、クリ、夏ミカン・甘夏
    - ・その他：茶
- ③ 事故後初めて出荷するものであって、検査実績が無い品目  
(ガイドラインⅡ 3(10))

### 3 検査対象市町村等の設定及び検体数

- (1) 検査対象品目<2の(3)、(4)①>

主要産地のある農業事務所管内毎に1市町村：1検体

※ 露地と施設栽培は区別

※ 主要産地：農林水産関係市町村別データ（農林水産省）の平均作付面積以上の市町村

- (2) 検査対象品目<2の(4)②、③>

市町村：1検体

### 4 検査の頻度及び時期

- (1) 頻度

品目の生産出荷等の実態に応じて計画し、定期的（原則として曜日などを指定して隔週1回程度）に実施する。

- (2) 時期

原則として、出荷開始前から出荷初期段階で実施する。

### 5 検査結果に基づく措置

基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は、検査頻度を強化する。基準値を超えた食品については、別途必要な措置をとる。

### 6 その他

穀類・豆類については、個別計画により別途検討

## 平成 27 年度 主要農産物（野菜・果実類・茶）の放射性物質検査計画

平成 27 年 3 月 27 日  
安全農業推進課

## 1. 目的

平成 27 年 3 月 20 日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（ガイドライン）の方針に基づき、平成 24 年度以降の検査を踏まえた本検査計画により、県産主要農産物（野菜・果樹類、茶）の安全性を確認し円滑な流通に資する。

## 2. 検査対象品目・市町村及び検査頻度・点数の概要

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」		千葉県の検査計画【重点検査品目】			検査 点数 計画	
類別分類	検査頻度及び点数	対象品目	50Bq/kg 超市町村	主要産地 その他市町村		
<b>(1) 基準値を超える放射性セシウムが検出された品目（検査対象 17 都県での検査実績）</b>						
—						
「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」		千葉県の検査計画【重点検査品目】			検査 点数 計画	
類別分類	検査頻度及び点数	対象品目	50Bq/kg 超市町村	その他市町村		
<b>(2) 基準値の 1/2 を超える放射性セシウムが検出された品目（(1) に掲げる品目を除く）（検査対象 17 都県での検査実績）</b>						
ア 果実類		イ 果実類	(3 点/出荷前～初期)	(1 点/出荷前～初期)	—	
ユズ						
クリ						
「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」		千葉県の検査計画【一般検査品目】			検査 点数 計画	
類別分類	点数	対象品目	(1 点/出荷前～初期)			
<b>(3) 国民の摂取量を勘案した主要品目</b>						
ア ダイコン・キャベツ・ハクサイ・タマネギ・キュウリ等の淡色野菜	検査頻度 指定なし	ア ダイコン、キャベツ、キュウリ (3)	対象市町村： 平成 24 以降の実績に基づき、原則として、各品目主要産地がある農業事務所単位各 1 点とする。			
イ ニンジン・ホウレンソウ・トマト等の緑黄色野菜		イ ニンジン、ホウレンソウ、トマト (3)				
ウ ジャガイモ・サツマイモ・サトイモ等のイモ類		ウ ジャガイモ、サツマイモ、サトイモ (3)				
エ 柑橘類		エ				
オ リンゴ・ブドウ・ナシ等の果実類		オ ナシ (1)				
<b>(4) 生産状況を勘案した主要農産物</b>						
指定なし	検査頻度 指定なし	① 県主要品目 ネギ、落花生、エダマメ、カブ、サヤインゲン、シュンギク、ナバナ、スイカ、スイートコーン、パセリ、ミツバ、シシトウ、ソラマメ、ヤマトイモ、ピロ (15) ※ 産出額全国 3 位までの品目 (H24)	①対象市町村： 平成 24 以降の実績に基づき、原則として、各品目主要産地がある農業事務所単位各 1 点とする。 ただし、露地・施設は区分して実施する。			61 点
		② 市町村振興品目等 〔市町村振興品目〕 レタス、タマネギ、イチゴ、コマツナ、メロン、カボチャ、イチジク、自然薯、ピーマン、葉タマネギ、エンサイ、しょうが、ワサビ菜、キウイフルーツ、ブルーベリー、ブロッコリー、レンコン(17) 〔その他県が指定する品目〕 ユズ、クリ、夏ミカン・甘夏、茶 (4)	②対象市町村： 市町村各 1 点			49 点

基本合計 151 点

※ 「米、麦類、大豆・そば」は別途計画により検討予定